

第3節 安澤裕一郎弁護士（弁護士法人十枝内総合法律事務所十和田支所）

川島 康輔

はじめに

私たち裁判法ゼミナールでは、2009年9月16日に十枝内総合法律事務所十和田支所の安澤裕一郎弁護士にお話を伺いました。安澤弁護士は、司法過疎地に設置された弁護士法人支所に勤務されるとともに、青森県内一例目の裁判員裁判で弁護人を務められました。

以下で、十和田市内の弁護士業務や裁判員裁判の体験に関するお話を中心に報告します。

1. 安澤弁護士のプロフィール

ご出身は岡山県で、東京大学法学部在学中に所属していた社会問題に関するサークル活動を通して弁護士を志望され、2004年の司法試験合格、2006年の弁護士登録後、東京都の十枝内総合法律事務所に入所されました。2008年9月23日の同事務所十和田支所開設に伴い、十和田市に赴任されています。

2. 所在

〒034_0011

青森県十和田市稲生町4-3 第一田中ビル2階

TEL : 0176-21-4005 FAX : 0176-22-7378



(マピオン地図より)

3. 十枝内総合法律事務所十和田支所設立の経緯

東京で十枝内総合法律事務所を開設する十枝内弁護士は、七戸町（旧天間林村）のご出身で、青森県の弁護士過疎への問題意識から、法律事務所を法人化して十和田に支所を設置されました。安澤弁護士は、東京からの任期付赴任のかたちで支所長として執務されて

います。十和田市内では、ひまわり基金法律事務所が続く2番目の法律事務所です（同時期に一般事務所が1つ開設されており、市内の法律事務所は計3ヶ所）。

4. 業務形態について

弁護士法改正により、2002年4月1日より弁護士法人を設立することが可能になりました。通常、弁護士は事務所を一つしか開設できないところ、弁護士法人化のメリットの一つは、その弁護士法人の主たる法律事務所の外に、従たる法律事務所を開設できることにあります。十枝内総合法律事務所十和田支所はその一例です。ただし、弁護士過疎地に弁護士法人が支所を出すパターンは、いまだ多くないようです。支所を開設する要因には、司法過疎問題への意識のほか、クレジット・サラ金問題の隆盛をきっかけとした業務拡大の面もあったとのこと。弁護士法人で支所を出すと、利益は全体として合算されたいうえで分配されます。この形態は、弁護士過疎の有効な対策になりうるもので、任期制である点ではひまわり基金法律事務所、法テラス地域事務所の弁護士と似ています。

5. 業務内容

（1）十和田での業務について

十和田市での支所開所直後は相談があまり来なかったそうですが、半年程度で相談件数はコンスタントに増え、現在は引き受けられないほど相談依頼が多く、受電から相談を実際に受けるまでに2～3週間かかり、裁判員裁判の弁護を担当していた時期は1ヶ月程度の待ち期間が生じたそうです。相談が多過ぎて受任した仕事に時間を回せないこともあり、現在は相談の受付を抑え気味にされています。東京の法律相談センターの利用が減少してきていることとは対照的であるとおっしゃっていました。

法律相談までのルートは、飛び込みの電話のほか、裁判所で教示された人もいるとのこと。依頼者に関しては、東京に比べて、法律について自分で調べて勉強してくる人が若干少なく、親や親族と一緒に相談に来る人が比較的多いという感想をお持ちで、弁護士は敷居の高いものと認識されている感じがあるとのこと。

十和田市での弁護士業務は、依頼が多く仕事に困らず、収入、経営面は問題なく、顧問契約や破産管財事件を含めて東京の若手弁護士では関与しにくい色々な事件を経験でき、やりがいがあるそうです。

（2）事件の種類について

事件の種類に関しては、クレサラの債務整理と離婚事件が多く、東京時代とあまり変わらないが、十和田の方がバラエティに富んでいるとのこと。地域色として、人間関係のつながりがもともと強いためか、親戚間などで話がこじれているケースが散見され、農家の嫁姑問題や墓を誰が守るかなど、地域の間人間関係のしがらみが大きいことを指摘されていました。

その他の事件として、土地の境界争いはあるものの、労働事件や、振り込め詐欺といった消費者被害に関する相談や事件はほとんどないとのこと。労働条件に関する問題や、

悪質業者にかかる消費者問題、先物取引、投機取引など、法的に解決されるべき問題は潜在的にはあるはずですが、実際にはいまだ弁護士まで届いていないものと推測されます。

(3) 弁護士数について

弁護士の適正な人数については、現状の倍くらいは居ても経営は成り立つのではないかとのことでした。弁護士過疎の理由は、あえて挙げれば、住環境が東京よりもやや不便なことと、寒さにあるのではないかとおっしゃっていました。

6. 裁判員裁判

安澤弁護士は、全国で1例目の性犯罪を扱った青森県内初の裁判員裁判で、弁護人を務められました。裁判員裁判にいたる経過や感想を伺いました。

(1) 裁判員裁判までの経緯

十和田支部管内では、弁護士4人（三沢ひまわり基金法律事務所の弁護士を含む）が一週間交代制で被疑者国選弁護人を担当しており、安澤弁護士は、たまたま今回の事件にあたりました。2009年2月下旬のことです。被告人に接見したところ、まだ若く、穏やかでおとなしく、意外で、なぜこのような凶悪な事件を犯したとされるのか、ずっと疑問に思われていたとのことでした。どのように弁護していくか方針に悩んでいたところ、被告人の親族と会うなかで、生い立ちが事件に関わっていると思うようになりました。

裁判員裁判の対象事件になるとは思っていなかったところ、公判前整理手続が同年5月頃に行われ、検察官との打ち合わせで、別室に呼ばれ、この事件が裁判員裁判にかかるかもしれないと言われました。この時には次席検事も来ており、検察の強い意気込みを感じたそうです。検察官は全国1例目の裁判員裁判になるかもしれないと当初考えていたからではないかと、安澤弁護士は推測されています。被疑事実が4件あったこともあり、弁護士をもう一人増やしたらどうかと言われ、青森市の竹本真紀弁護士が加わって裁判に臨むことになりました。それまでは毎週安澤弁護士が接見していましたが、5月頃から竹本弁護士も一緒に接見し、事前打ち合わせを行いました。その後、起訴は遅れ、勾留期間満了後（別件では勾留中）の5月下旬になされ、その頃には検察官の姿勢はトーンダウンしたように映ったとのことでした。

裁判員裁判では、竹本弁護士の方針で、書面を見ずに裁判員と面と向かって冒頭陳述を行い、譜面台で書面を見ていた検察官との違いを出したそうです。ただし、最終弁論ではさすがに竹本弁護士も書面を見ていました。通常の裁判では行わない量刑意見（懲役5年）は、具体的意見を述べて裁判員にとって分かりやすく、検察官の懲役15年の量刑意見とのバランスを考えたものであったとのことでした。

(2) 裁判員裁判の感想

懲役15年という判決の量刑に関して、安澤弁護士は、社会の健全な常識がとり入れられ、性犯罪に対する見方が反映されたものの、従来よりも重かったと思うとのことでした。

判決後の接見で、被告人は、裁判員裁判の感想として、一般の人の意見が聞けて良かった

たと述べていたそうです。裁判員を務めた一般の人の考えに触れて、被告人は、自分の認識がずれていたと分かり、納得につながったのではないかとおっしゃっていました。

(3) 問題点

裁判で使用されたパワーポイントのデータは、安澤弁護士が自ら作成されたとのことでした。検察官は、裁判員裁判に向けたパワーポイント制作の講習を受けているが、弁護士は個人レベルでしか行うことができず、弁護士によって完成度や弁論方法がまちまちになるのではないかとおっしゃっていました。

また、安澤弁護士は、検察官による取調べ調書の読み上げに長時間を要したことから、裁判員の負担を危惧されていました。取調べ過程の可視化には賛成するとのことでした。

裁判員裁判で性犯罪を扱うことについては、批判にもっともな面があり、被害者の苦痛は大きく、性犯罪は裁判員裁判には向いていないと考える余地はあるとのことでした。

今回の裁判員裁判では、ビデオリンク方式¹で被害者の陳述がなされました（なお、当初の打ち合わせの段階では、ビデオリンク採用の話は出ていなかったとのこと）。被害者のビデオリンク方式での意見陳述の効果については、弁護側として被害者本人への対し方が難しく、また被告人の更生よりも責任追及という面が大きくなり、応報刑の強調に向かうことに疑問も覚えるそうです。

青森県内の弁護士の裁判員裁判への対応については、裁判員裁判が青森地方裁判所本庁でしか行われなことから、移動に時間がかかり、青森市以外の弁護士は大変で、また集中審理のためかかりきりにならざるを得ないと、負担の大きさを指摘されていました。

裁判員は、真剣に取り組まれているという印象を持ったとのことでした。性犯罪事件における裁判員の男女比の影響については、近時は男女間で性犯罪の見方の差が縮まりつつあるので、あまり問題ないのではないかとのことでした。ご自身としては、裁判員裁判の弁護は、経営的には見合わないにしろ、やりがいがあり、被告人が更生すると感じたので、今後も取り組んでいきたいとおっしゃっていました。

おわりに

裁判員裁判の弁護人経験者でもある安澤弁護士に、司法過疎地勤務と裁判員裁判の実情を伺うことができ、非常に勉強になりました。弁護士の方の価値観にも触れることができたことは、とても良い経験でした。司法過疎に立ち向かう弁護士としての姿にも学ぶことは多かったと感じます。安澤弁護士が最後におっしゃった、地域の人たちの身近な存在になれるよう努力していきたいというお言葉は、とても印象深く聞こえました。また、今回の裁判員裁判に触れて、いくら悪いことをした被告人でも、別世界の生き物、怪物のような見方はしないで欲しい、単に社会から排除して済むことなく、いつか社会に戻ってくるという観点も大切です、というお言葉も、真摯に受けとめたく思います。

最後になりましたが、貴重な時間を割いてお話をしてくださった安澤裕一郎弁護士、本当にありがとうございました。

¹ 裁判で証人を尋問する際に、法廷外から映像や音声をモニターし法廷から尋問する方法を指す。